令和９・１０年度 建設工事 競争入札参加資格審査申請について

令和９・１０年度において斐川宍道水道企業団が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、入札参加資格申請を行ってください。

１．入札参加資格審査を行う工事種別

入札資格審査を行う工事種別は、下記のうち太枠の工種とします。（網掛け部分の受付は行いません。）

入札参加資格を希望できる工事種別については、該当する工種についての建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある工種のみとします。

支店等に契約締結についての権限を委任する際には、委任先において希望する工種の建設業許可が必要です。

ｺｰﾄﾞ	許可を受けた建設業の種類	ｺｰﾄﾞ	許可を受けた建設業の種類
01	**土木一式工事（土）**	15	板金工事（板）
02	**建築一式工事（建）**	16	ガラス工事（ガ）
03	大工工事（大）	**17**	**塗装工事（塗）**
04	左官工事（左）	**18**	**防水工事（防）**
05	**とび･土工･コンクリート工事（と）**	19	内装仕上工事（内）
06	石工事（石）	**20**	**機械器具設置工事（機）**
07	屋根工事（屋）	21	熱絶縁工事（絶）
08	**電気工事（電）**	**22**	**電気通信工事（通）**
09	**管工事（管）**	23	造園工事（園）
10	タイル･れんが･ブロック工事（タ）	**24**	**さく井工事（井）**
11	鋼構造物工事（鋼）	25	建具工事（具）
12	鉄筋工事（筋）	**26**	**水道施設工事（水）**
13	**ほ装工事（ほ）**	**27**	**消防施設工事（消）**
14	しゅんせつ工事（しゅ）	28	清掃施設工事（清）
		29	**解体（解）**

（発注予定のない工種を含んでいます。）

２．入札参加資格の要件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。

(3)　申請する日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、申請する業種の経営事項審査(建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査)を受けており、かつ、総合評定値(建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値)に係る通知の請求を行っていること。

(4)　前号の経営事項審査において、申請する業種の種類別年間平均完成工事高(建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準(平成 20 年国土交通省告示第 85 号。)第 1 第 1 号 1 に掲げる種類別年間平均完成工事高)があること、又は当該経営事項審査に係る審査基準日(国土交通省告示第 1 第 1 号 1 に規定する審査基準日)の翌日から申請日までの間に施工実績があること。

(5)　申請者の所在する市区町村において市区町村民税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

(6)　社会保険料の滞納がないこと。

(7)　消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参加させていないこと。

３．提出書類一覧

・提出書類の基準日と提出日について
　基準日：令和８年１２月１日
　提出日：申請書を提出する日

・原則として、申請にかかる押印は廃止していますが、内容によって押印を求めるものがあります。押し忘れにご注意ください。

・番号順にＡ４フラットファイルに綴じて提出してください。

・フラットファイルには必ず表紙と背表紙に「令和９・１０年度　建設工事入札参加資格審査申請書」及び「申請者名」を記載してください。

・審査結果を郵送するための宛先を記入した封筒（切手貼付）を同封してください。

・申請書受付の確認が必要な場合は、返信用の受付票と宛名を記入した封筒（切手貼付）又は返信用葉書等を同封して下さい。

・上記の封筒は長形３号封筒（120×235 ㎜）とし、フタに両面テープの貼り付けをお願いします。

【入札参加資格認定に必要な書類】

(00) 令和９・１０年度建設工事競争入札参加資格審査申請提出書類一覧

(1)令和９・１０年度　建設工事入札参加資格審査申請書（様式第１号）

・“３．使用印鑑届”に押印が必要です。

・日付は提出日です。

(2)希望工事種別等申請書（様式第２号）

(3)経営事項審査結果通知書の写

・直前の(令和７年５月３１日以降で更新したもの)経営事項審査結果通知書

(4)建設工事施工実績証明書（様式第３号）

・希望工種の(3)経営事項審査結果通知書に平均完成工事高が無い場合には、建設工事施工実績証明書の提出が必要です。（基準日から提出日までの間に完成の施工実績があることが必要です。）

・建設工事施工実績証明書には証明者の押印が必要です。

(5)建設業許可証明(確認)書(様式第４号)

・基準日３か月以内に発行されたものに限ります。

・証明者の押印が必要です。

・建設業許可証明（確認）書の代わりに、建設業許可通知書（写し）提出を認めます。

(6)工事経歴書

・基準日直前の経営事項審査の際に提出した工事経歴書の写し(申請時点で変更があればそれを加えたもの)

(7)技術職員名簿(様式第５号、様式第６号)

・管内業者及び市内業者のうち本社で申請する者は様式第５号を、管内業者及び市内業者のうち委任を受けた営業所等で申請する者は様式第６号を提出してください。

・市外業者は経審申請時の技術職員名簿でも可とします。

(8)業態調書(様式第７号)

(9)営業所一覧表(様式第８号)

(10)法人登記の登記事項証明書または、代表者の身分証明書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

・個人の場合は、代表者の身分証明書

(11)市区町村税等の滞納のない証明書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村民税等滞納のない証明書（または電子申請等証明書）

(12)消費税及び地方消費税の納税証明書（「その３」または「その３の３」）（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（または電子申請等証明書）

(13)社会保険料について未納のない確認書（基準日前３か月以内に発行されたもの。写し可。）

・申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類

・市外業者の場合、本申請時の提出又は入札告示・指名通知により参加を希望する際の提出可。この場合は、確認書に代えて申出書を提出してください。

(14)誓約書（様式第９号）

・押印が必要です。

・日付は提出日です。

(15)委任状

・代表者が入札、契約の締結等に係る権限を委任する場合に必要です。

・委任者、受任者ともに押印が必要です。

・日付は提出日です。

水道施設（管路工事）工事を希望する
斐川町・島村町・宍道町内業者が提出する書類（16～23）

(16)障がい者雇用状況調書

(17) ＣＰＤＳ取得数確認資料（履歴証明書、ユニット数の証明書）

・基準日前５年間における会社全体（委任を受けた営業所等）のユニット数の合計を確認するため、（一社）全国土木施工管理士会連合会が発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）（写し可）ただし、５年間で 100 ユニット以上の場合のみに提出。

(18) こっころカンパニーの認定証の写し

・基準日時点で有効なしまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定証

または

・過去３年間（令和５～７年度）に受賞したプレミアムこっころカンパニー表彰状（Ａ４サイズに縮小）

(19) しまね女性の活躍応援企業の登録証の写し

・基準日時点で有効なしまね女性の活躍応援企業の登録証

(20) 建設労働者への福祉向上確認書類

・申請直前の経営事項審査に提出した下記について加入を証明する書類の写し。ただし、４項目全てに加入している場合のみに提出。

１．建設業退職金共済事業
２．退職一時金制度
３．企業年金制度
４．法定外労働災害補償制度

(21) 雇用者関係調書

１．若年者の雇用（最大５名分、役員を除く正規職員）

・令和５年１２月１日～令和８年１１月３１日までの間において、雇用時点の年齢が２９才以下の若年者を正規職員として雇用（正規職員としての雇用とは、雇用保険等の加入が義務となる正規な職員として雇用）し、申請日時点で引き続き雇用している者を記入してください。委任を受けた営業所等の場合は、会社全体を対象とします。

・添付書類

①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）

②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

※給与金額等不要な情報は黒塗り等を行ったもので提出してかまいません。（下記の継続雇用分も同様です。）

２．前回名簿において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大５名分、役員を除く正規職員）

・令和６～８年度申請において、「若年者の雇用」で加点された者で、申請日時点において引き続き雇用している者を記入してください。委任を受けた営業所等の場合は、会社全体を対象とします。

・添付書類

①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知決定書（直前３年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）

②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

③前回の申請時に提出した雇用者関係調書

３．前々回名簿において「若年者の雇用」で加点され、前回名簿において「継続雇用」で加点された者が新たに資格を取得した場合（最大５名分、役員を除く正規職員）

・令和３～５年度において「若年者の雇用」で加点し、令和６～８年度で「継続雇用」で加点された者について、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）、または１・２級建設業経理士）を取得した者で、基準日時点において引き続き雇用している者を記入してください。委任を受けた営業所等の場合は、会社全体を対象とします。

・添付書類

①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知決定書（直前５年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）

②申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

③前々回、前回の申請時に提出した雇用者関係調書

④建設業法に係る主任技術者になれる資格等の合格証（写）及び資格者証（写）

⑤水道法に係る給水装置工事主任技術者の免状（写）

【既に資格を有している場合の取扱い】

対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格（例：２級施工管理技士は１級施工管理技士を取得、１級施工管理技士は他の主任技術者になり得る資格）を取得した場合に加点します。雇用者関係調書に資格取得日を記載してください。

なお、本加点は令和３～５年度の申請で「若年者の雇用」で加点し、令和６～８年度に継続雇用で加点した場合にのみ該当しますので、令和６～８年度の定期申請・追加申請において継続雇用の加点がなかっ

た場合、また、入札参加資格申請自体を行っていない場合はこの加点には該当しません。

(22) 学校支援活動実績の確認資料

・基準日前2年間（令和6年11月1日～令和8年10月31日）に「学校支援企業等」（島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう。）の登録事業所として、職場体験等の活動した実績について、学校長が証明した書類の写しの登録証

(23) 更生保護協力雇用主確認書類

・保護観察所が交付する協力雇用主登録証明書等の写し

４．その他

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務」及び「物品・役務」を申請される場合に原本提出が必要な書類は、建設工事の申請に原本を提出し、測量・建設コンサルタント業務または物品・役務の申請にコピーの提出を認めます。その場合は、建設工事の申請に原本を提出していることをコピーに書き添えてください。